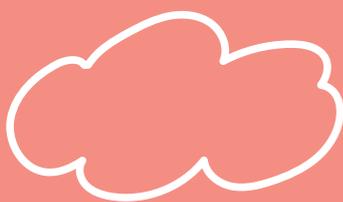


## Ⅱ 基本構想

第1章	総合計画の策定に当たって	26
第2章	基本理念	30
第3章	将来都市像	32
第4章	将来都市像の実現に向けて	34
第5章	土地利用構想	50



第1章

総合計画の  
策定に当たって



第1節

計画策定の趣旨

近年、当市を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、私たちは今、時代の転換期を迎えています。

人口減少と少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害の激甚化・頻発化、さらには、社会全体のデジタル化の進展や脱炭素社会<sup>\*</sup>への転換など、社会経済環境の変化は、私たちの想像を超える速さで進んでおり、その一つ一つが市民の暮らしや地域の経済活動に様々な影響を及ぼしています。

このように変化が目まぐるしく、将来予測が困難な時代において、これまでの前例や経験が通じない局面をどのように打開していくのか。自らの力でいかにまちの未来を切り開いていくのか。このことが、今を生きる私たちに課された大きな課題となっています。

こうした中、当市には、海、山、大地の豊かな自然、長年にわたり連綿と培われてきた歴史・文化、充実した産業基盤や広域交通網、様々な地域活動や市民活動など、まちを発展させる力となる多彩で魅力的な資源が数多く存在しています。

これまでの価値観や常識にとらわれず、柔軟な発想の下で、市民や地域が一丸となってまちの力を高め、まちの宝ともいえる様々な資源をいかしていくことが、私たちの暮らしをより豊かなものとしていきます。そして、その取組の積み重ねが、地域に対する愛着や誇りを育み、次代を担う子どもや若者が帰ってきたくなるようなまちの実現につながるものと考えます。

このことから、新たな時代を見据えた、持続可能なまちづくりに向けて、市民・事業者・団体・地域とともに、目指すまちの将来像や取組の方向性を共有し、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針として、令和5年度を初年度とする新たな総合計画を策定します。

## 第2節

## 計画の位置付け

本計画は、上越市自治基本条例\*（以下、「自治基本条例」という。）第16条に基づき策定し、市政運営の総合的な指針と位置付けられる当市のまちづくりの最上位計画となるものです。

各種個別計画は、本計画が示す政策・施策等の考え方と整合を図りながら策定・改定を行います。

## 「上越市自治基本条例」とは

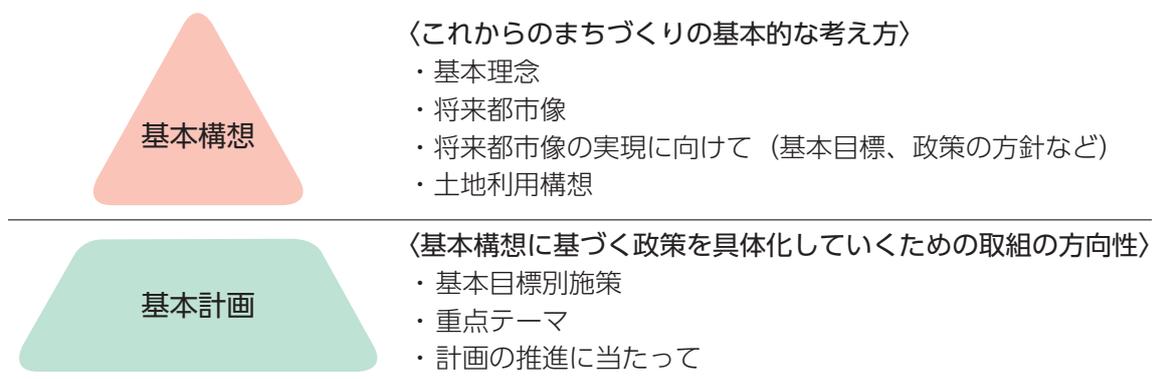
- ・平成20年4月に施行された自治基本条例は、当市の自治の基本的な理念や仕組みを定めた条例であり、当市における自治の最高規範として位置付けられる条例です。
- ・平成23年8月の地方自治法の改定により、市町村による基本構想の策定義務が撤廃され、総合計画の策定は市町村の自由裁量により判断することが可能となったことから、当市では、自治基本条例第16条に基づき本計画を策定するものです。

## 第3節

## 計画の構成と計画期間

## (1) 計画の構成

本計画は、長期的な視点を踏まえた、これからのまちづくりの基本的な考え方を示す「基本構想」と、基本構想に基づく政策を具体化していくための取組の方向性を示した「基本計画」の2層構造で構成します。

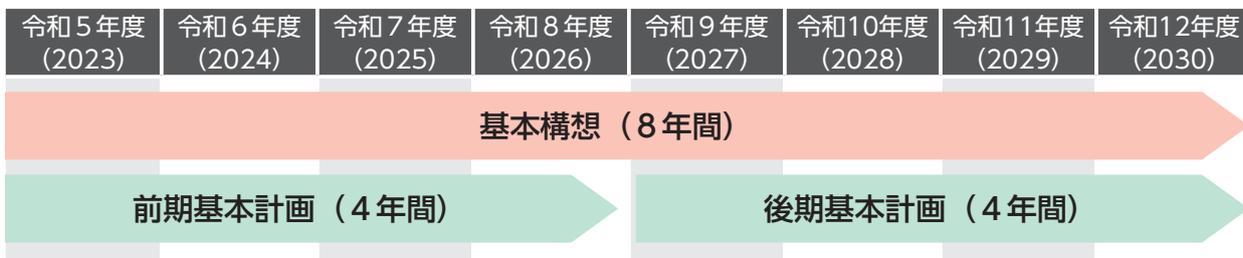


構成	項目	内 容
基本構想	基本理念	長期的な視点を踏まえた、まちづくりの根本に据える理念、目標
	将来都市像	市政運営により目指す、8年後のまちの姿
	将来都市像の実現に向けて	将来都市像の実現を目指す上での、基本目標とその目標達成に向けた政策の方針など
	土地利用構想	将来都市像を実現するための土地利用の基本的な考え方
基本計画	基本目標別施策	それぞれの基本目標に基づく政策を具体化していくための取組の方向性
	重点テーマ	直面する重要課題に対して、横断的かつ重点的に取り組む政策テーマ
	計画の推進に当たって	計画の推進に当たり、大切にしている視点など

## (2) 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間とします。

基本計画は、社会経済環境の変化に的確に対応できるよう、4年後の令和8年度に見直しを行うこととし、前期4年間、後期4年間に区分して定めます。



### 第4節

## 計画の特徴

### (1) 自治基本条例の理念に基づいた市政運営のための計画

本計画は、平成17年の市町村合併の基本理念を踏まえた上で、自治基本条例に基づき市政運営の総合的な指針を定めるものです。

そのため、本市における自治・まちづくりは、自治の担い手である市民、市議会、市長等がそれぞれの権利・権限と責務の下で進めていくべきであることを基本認識としています。

### (2) 未来志向による計画

人口減少・少子高齢化の進行により、今から18年後の令和22(2040)年には、現役世代として経済や社会を支えてきた団塊ジュニア世代\*が65歳以上となり、高齢者1人を現役世代1.5人で支える時代の到来が予測されています。また、近年、自然災害の激甚化や頻発化、様々な技術革新などによる社会経済環境の急激な変化、さらには国際情勢の不安定化などにより、直面する課題は過去に例がない複雑なものとなっています。

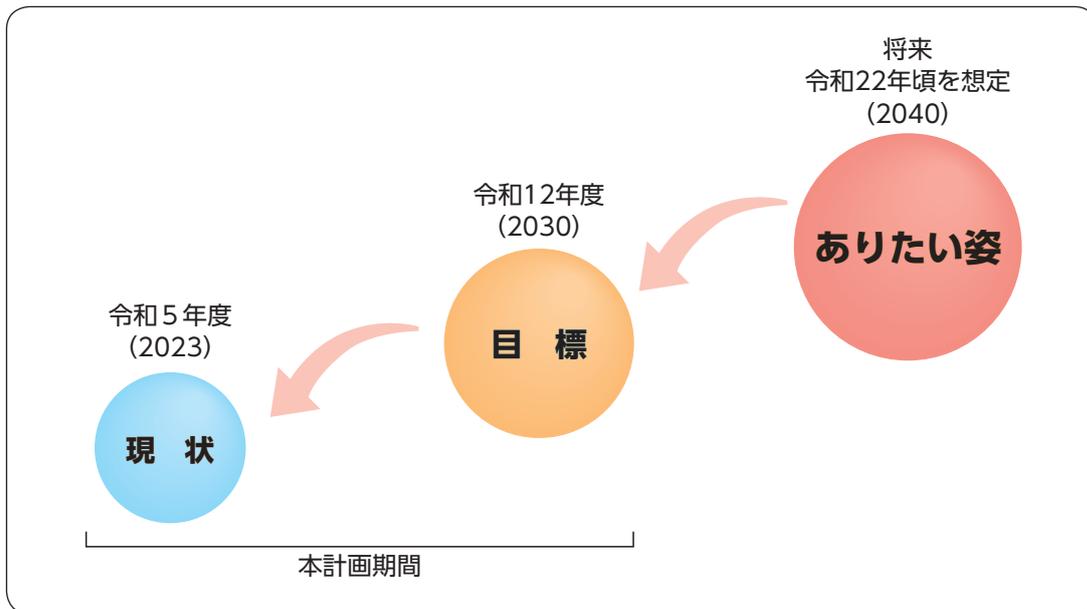
こうした不確実で不透明な時代において、将来の確かな展望を見通していくためには、現在を起点にした従来の延長線上で物事を考えるだけでなく、目標となる将来の理想的なありたい姿(望ましい未来の地域社会の姿)を自ら描いた上で、その姿を実現していくために、主体的に取り組むべきことを明らかにしていく、未来志向(バックキャスト)の考え方が大切になるものと考えます。

そのため、本計画では、今の子どもたちが大人になり、社会で活躍する未来を見据え、計画期間よりも更に一歩先の将来となる、令和22(2040)年頃を目安とした、将来のありたい姿の実現に向けて、令和12(2030)年度までに取り組むべきものを定めた計画とします。

### 「バックキャストिंग」とは

- ・理想的なありたい姿を描き、その姿を現実のものとするためにどのような手段や施策が必要かを逆算して考える手法です。現在を起点に計画を積み上げるのではなく、未来に軸足を置くことが特徴です。
- ・この考え方には、不確実で不透明な時代にあっても目標が明確であることから、目標に向かう方向性の軌道修正を行いやすいというメリットがあります。

#### 【未来志向（バックキャストिंग）による計画策定の考え方のイメージ】



目標年度の更にその先の理想的な将来のありたい姿から逆算して目標や取り組むべきことを考えます。

### (3) 実効性のある計画

計画の実効性を高めるため、施策の成果を客観的に把握できる適切な成果指標を設定し、進捗管理を行います。なお、計画の実施段階においては、未来志向による取組を基軸としつつ、即応的に対処すべき課題に対しては、現状を起点とする方策を検討するなど、それらを適切に組み合わせていくことによって、計画の実効性を高めていきます。

また、行政改革に関する取組や将来的な財政見通しを踏まえた持続可能な行財政運営の下で、計画を推進します。